

令和8年度上期作業環境測定作業（有機則・特化則関係）
仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
高崎量子技術基盤研究所
管理部 保安管理課

1. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構高崎量子技術基盤研究所（以下「高崎研」という。）における指定作業場について、労働安全衛生法の有機溶剤中毒予防規則及び特定化学物質障害予防規則に基づく作業環境測定を実施するための仕様について定めたものである。

2. 作業場所

群馬県高崎市綿貫町 1233 番地
高崎研内 各実験室

3. 作業範囲

- (1) 測定を行う物質等に関する定量下限は、別表「作業環境測定を行う物質等一覧」に定める値を満足するものとする。
- (2) 測定を行う指定作業場及び測定対象物質は、別添「作業環境に係る測定場所及び測定対象物質一覧」に定めるものとする。

4. 主任技術者等

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに高崎研内で測定作業を行う作業員の内から主任技術者を定め、次の事項を届け出るものとする。
 - イ 主任技術者名
 - ロ 作業員名簿
- (2) 主任技術者は、第1種作業環境測定士の資格を有するものとする。主任技術者に代理を置く場合は、主任技術者に準ずるものとする。
- (3) 作業員は放射線業務従事者の登録を受けていること（管理区域に入域するものに限る）。なお、放射線業務従事者に必要な教育訓練、健康診断は受注者の責任において作業前に実施するものとする。
- (4) 管理区域内での作業を実施するときは、2人以上で行うこと。

5. 測定及び分析方法

厚生労働大臣が定める作業環境測定基準及び作業環境測定指針に基づく測定及び分析を行うものとする。

6. 作業の連絡

受注者は、作業を実施しようとするときは、事前に測定日及び測定箇所を高崎研の担当者に連絡するものとする。

7. 作業の施行終了報告

受注者は、当日の作業が終了したときは、その旨を高崎研の担当者に報告するものとする。

8. 設備等の保全

作業は、機械設備及び建物等に損傷を与えないよう十分注意して施行すること。

9. 異常時の措置

作業時に事故・異常等が発生又はこれを発見したときは応急措置を講ずるとともに、速やかにその状況を高崎研の担当者に報告し、指示に従うものとする。

10. 提出書類

書類名	提出時期	部数	確認
作業員名簿（主任技術者を含む） 及び放射線業務従事者名簿（資格等の明記を含む）	契約後速やかに	1部	不要
作業工程表	契約後速やかに	1部	不要
作業日報	作業終了時	1部	不要
作業環境測定結果報告書及び作業環境測定結果記録表	検査前	1部	不要

（提出場所）

高崎研 管理部 保安全管理課

※ 報告書及び記録表の様式については、最新の労働基準局長通達に基づくモデル様式を使用すること。また、特定化学物質障害予防規則に定める測定記録（30年保存）については、他の測定記録と分けて提出すること。

報告書及び記録表は両面印刷で提出するとともに、CDを用いて電子データによる提出も行うこと。

11. 検査条件

提出書類が全て完納されていること及び仕様書の定めるところに従って作業が実施されたことを高崎研の担当者が認めたときをもって検査合格とする。

12. 契約納期

令和8年11月30日

13. 特記事項

受注者は、測定の結果知り得た値を他に記載及び発表をしてはならない。また、関係法令及び高崎研の規程等を遵守の上、作業を実施すること。

14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達法の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、高崎研と協議のうえ、その決定に従うものとする。

以上